

## 雲南市告示第146号

### 雲南市省力化・生産性向上農業機械等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、農作業等における農業機械等の物価高騰の影響を受ける地域農業の担い手に対して、省力化及び生産性向上に資するその導入にかかる費用の一部を支援することで、営農の効率化や生産コストの低減を進めるとともに、農業経営の安定化を図り、もって地域農業の継続的な発展に寄与するため交付する雲南市省力化・生産性向上農業機械等物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、雲南市補助金等交付規則（平成16年雲南市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の規定による認定農業者をいう。
- (2) 認定新規就農者 法第14条の4の規定による認定新規就農者をいう。
- (3) 広域連携組織 単独の法人では収益を確保することが困難である、又は非効率となる取組及び新たな人材を受入れる取組を行うために、複数の集落営農法人等で構成された組織をいう。
- (4) 集落営農組織等 次に掲げる組織をいう。
  - ア 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項の規定による農地所有適格法人
  - イ 農業協同組合法（昭和22年11月19日法律第132号）第72条の4の規定による農事組合法人
  - ウ 集落を単位として、農産物生産工程の全部又は一部について共同で取り組む規約等の定めがある組織であつて、市長が認める団体
  - エ 農作業受委託センター

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条各号に規定する者であつて、市内において引き続き5年以上農業経営を行うことが見込まれるものであること。

#### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、農作物等の生産等に直接寄与することを目的に使用する機械及び設備（以下「機械等」という。）の導入事業で、次の各号の全ての要件を満たすものとする。。

- (1) 令和8年12月25日までに機械等の購入、設置、支払いが完了できること。
- (2) 農作物等の生産活動又は生産活動に必要な農地維持作業において、次に掲げるいずれかによって省力化又は生産性向上（以下「省力化等」という。）が図れること。
  - ア 導入予定機械等の性能・規格・仕様等の数値から従前の機械等と比較して省力化が認められること。
  - イ 導入予定機械等を導入した結果、導入前の状況と比較して省力化等が認められること。
  - ウ 労働生産性の目標より算出された単位当たり労働時間を3%以上削減し、かつ実行することが見込まれる計画を策定すること。
- (3) 補助の対象機械等は、新品であること

（補助金額等）

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要した経費の2分の1以内の額（補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、補助対象者につき50万円を限度とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雲南市省力化・生産性向上農業機械等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙）
- (2) 見積書及びカタログ等
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 前条の規定による申請書の提出があった場合は、審査の上、補助金を交付するべきと認めたときは、規則第7条により当該申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 補助金は、第10条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則第9条第2項により

請求しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに雲南市省力化・生産性向上農業機械等物価高騰対策支援事業補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、雲南市省力化・生産性向上農業機械等物価高騰対策支援事業補助金確定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 市長は、補助事業者が、補助金の交付を受けた翌年度から起算して5年を経過するまでの間において、この告示による補助金の交付を受けて取得した機械等について、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示に基づき既に交付された交付申請に係る補助金の交付に関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。